

第一回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会概要とその後の経過について

1 合同検討委員会の設置と検討の進め方について

(1) 検討機関

不法投棄現場は青森・岩手両県にまたがっているものであるが、両県の対策は一体的に行べきであるとの認識に立ち、技術的側面のみならず、社会経済的側面等をも含めた総合政策における両県の連携を包括的に行い、現地の環境再生を図ることを目的として次の機関を設置する。

「青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会」(以下「合同検討委員会」という。)

「青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同会議」

(2) 検討の進め方

最終検討テーマ「県境不法投棄現場の環境再生計画」の策定に向けて検討を進める。

原状回復検討にあたり、現場には様々な形態で廃棄物が投棄されており、汚染の除去(有害廃棄物等の撤去・浄化)に先行して汚染拡散防止対策を実施する必要がある領域もあることから、「環境再生」へのプロセスを次の3段階に区分して、検討を進める。

緊急検討課題

ア 周辺への影響がなく、速やかに汚染除去が可能なエリア(即時除去可能エリア)を特定し、除去の方法を検討する。

イ 即時除去が不適当なエリアについては、「しゃ水壁による囲い込み」等の汚染拡散防止対策を実施することとし、その方法を検討する。

中期的検討課題

汚染拡散防止対策を実施するエリアについて、最終形態を検討する。

長期的検討課題

不法投棄現場の環境再生計画を検討する。

2 汚染の除去と汚染拡散防止対策について(技術面)

- ・ 西側エリア(青森県側): 有害廃棄物が広範囲かつ多量に投棄されているエリアであり、即時除去可能エリアの特定が困難なことから、「しゃ水壁による囲い込み」による汚染拡散防止対策を実施する。
- ・ 東側エリア(岩手県側): 掘削調査等により廃棄物の性状・量の詳細が判明していることが

ら、有害廃棄物の即時除去エリアの特定は可能であることから、さらに詳細な調査により、そのエリアを特定し、即時除去可能エリアについては除去方法、即時除去が困難なエリアについては、「囲い込み」等の汚染拡散防止対策実施方法を検討する。

3 費用財源補填方法について（社会面）

県が行政代執行により原状回復を行った場合に、その費用の財源補填方法についての検討

(1) 原因者（不法投棄実行者）に対する求償

(2) 排出事業者に対する求償

排出事業者の徹底解明とその責任の検討（処理過程における必要な責務遂行の有無、責任範囲、費用請求方法等）

(3) 新たな支援制度の創設等の検討

現行の国等の支援制度の拡充

国における、排出都道府県の費用負担等の調整

4 出席委員から出された意見等の概要

(1) 原状回復措置検討・汚染の拡散と汚染拡散防止対策について

順番をみますと、囲い込みの方が後でありますので、私らが思うには、まず周りにそういう影響がなくして、抑えておいた上で、撤去という事を考えるのが普通だと思うのです。

ですから、本当にしっかり有害物質とかの存在状況等・分布等が分かっているのであれば、それは早急にターゲットに対して直にやっていくのが良いのですが、それでなければ、まず囲い込んで、広がらないようにした上で撤去していくという形をとるように思うのですが。

環境保全措置といいますが、（「しゃ水壁」等による汚染拡散防止策は）それは暫定的なものなのか、それともそれはそれで恒久的なものにいくのか。そこが少し問題になる所だと思います。

全量撤去するとは言っていないまでも、少なくともそのプロセスを踏んで、最終到着点というものをそこに置くという、こういう事が住民に対しては分かり易い。そういう事を感じ

じた次第です。

それぞれ各県やってこられた調査がどの程度連携をとられた調査になっていたのかなという感じがありまして、撤去ということになっていけば岩手県の方でやられたようにどういったものがどのくらい入っていて、どういう濃度かというデータが必要でございましょうし、緊急対策となれば地下水源が詳細な調査が必要でしょうが、どうもその辺お互い少しずつ足りない部分があって、そうすると全体としてみるときにどう捉えたらいいのかというところが今ひとつ見えてこないんです。今後こういう検討会が始まったわけですから、その辺調査の連携というのをよくとっていただきたいという感じがします。

それでは今出ましたようなご意見も踏まえまして調査を、適正な調査というのを行っていただいて、そしてその結果というのをやはり皆さんにお知らせすると、情報の公開をすることが皆さんの安心感、住民の方々の安心を高めることにもなりますし、また批判も出来るわけですから、その線で一つよろしくお願いを。それと両県で緊密に連携をとってご調査いただきたい、そういうご意見だったと思います。(南委員長)

(2) 排出事業者等の責任追及について・費用財源補填方法について

…排出事業者から取る。それで調査をしていると言っても、取れる額というのは限られているんじゃないかなと思うんですね。そしたら次はどこかといった時に、今の法制度ではやはり措置命令、代執行ということで県がその代行をして支払わざるを得なくなってくるわけですね。そうすると、そのお金を本当に出せるのかどうかという話ですよね。その時に、今議論になっているように、元にとどって行って、流入県だけではなくに流出県まで、また排出事業者がいる都道府県までというような話もみられるわけですね。そこでどれだけの費用が実際とれて、実行可能なのか。その時に国がどのように関わってこれるのか。その辺の現実論を少し議論しないと本当のところが見えないのではないかなという気がちょっといたしますけれども。

まず排出業者を措置命令の対象とするということは、結論から言うと極めて困難ではないのか。この資料3の裏の方にございますけれども、排出業者に対してはいくつかの要件をクリアしなければ当然には請求できない。……これに対する不服の訴訟が出た場合に、行政処分

の適法性の主張、立証責任というのは当然に行政庁にございますから、それに耐えられるだけの
中身を持った措置命令を出せるのかということが問題。...・それからゴミというのは渾然一
体となっておりますから、ですから漫然と原状回復しろというような措置命令は一体出せるの
か。.....それから代執行といった場合にも、その額というのは各排出業者に果たして按分して
割り当てて請求できるのか、その根拠はどうなるのか。これも恐らく算定困難だと思う。...次
にちょっと法律を離れて私見を申し上げたい。と言うことは、今岩手県・青森県がこれだけ住
民にも迷惑をかけ、県自体も苦労しているその原因は、そのゴミというのは関東の方から来て
いるわけです。・岩手・青森の県民の負担で、つまり税金で処理するということはちょっと
おかしいんじゃないのか。排出事業者に責任があるとすれば、そのような不法な処理を許した
東京都なり埼玉県にも責任があるのではないかと。それらの県にも応分の費用を負担してもら
うというのが公平の原則に適するのではないかという結論になるわけなんです。そこで、...一
つの提言を申し上げます。それは国の公害等調整委員会に被害者の立場から調停を申し立てる
ことができないかということでもあります。その場合の相手方というのは排出事業者と、それか
ら県ということになるかと思えます。申立て人は...・住民、あるいは市・町に限定されると
思います。では次にどのようなメリットがあるのかということでもありますけれども、これは訴
訟と比較いたしますと、...公害による調停の場合は被害を受けているといった漠然とした申立
てでも多分受理していただけたらと思う。ですから、厳格な特定を要しない。それから次に費用
負担の面であります。...公害等調整委員会の調停の場合は国の機関でありますから、その調査
費用は当然に国の予算によって調査していただける。それから最後に調停における勧告であり
ますけれども、これも公害紛争処理法の規定による権威のある機関でありますので、都、ある
いは県、排出業者に対する勧告も、例えば県の場合は都とか埼玉県に対してもお願いする、要
請するという対等の立場でのお願いになりますけれども、一段上の立場から勧告し調停をして
いただけたらというメリットがあるのではないかと。

(3) 総合的意見

これから進めるにあたって、今まで両県が調査をされたりリストとか、そのデータを技術的

な専門の先生方に見ていただいて、それで何が不足しているのか、今後これを進めていくためにはこういう調査が不足している。そのレベルと言いますか、それはどのくらいのレベルのものが必要なだと先生方に示していただいて、それに基づいて両県が調査をされて次の対策に進むということが必要ではないかという気がいたします。

一体としての客観的に現場の汚染状況を把握するというのが一番重要ですよね。その上で適切な対策をとるということだろうと思うんですね。そうしましたら、両県で今まで得られた地形・地質、それから地下水、それから廃棄物の分布状況等を一回マップに両県統一して落としてみればいんですよね。・・やはり一つの絵の中に全てを書き込んで、足りない所を補っていく。一番大事なことは周辺に、環境に汚染を拡大しないこと。被害を処理させないことだろうと思うんですね。そのためにこの委員会というのは一丸となって、これは非常に難しい、二つの自治体が関わっていますので難しいとは思いますが、やはり住民の立場に立って汚染は一つだと、対策は一つだということやっていけるような委員会の運営の仕方を少し考える必要があるのではないかな。ですから、場合によったらそういう実行ワーキングみたいなものも必要でしょうし、開催回数も沢山必要かも分かりません。もっと住民の方々のご意見を聞く機会を持つ必要があるかも分かりません。だからそういう形式でなく、実態が伴う運営の仕方を是非考えていただきたいというふうに思います。

廃棄物をどうするかというのは日本の社会全体の問題であるので、やっぱり国の支援を仰ぐという姿勢ではなくて、もっと積極的に国に対して、全国に対してアピールしていくと言いますか、強い意志を持って働きかけていくという姿勢でこの委員会の議論を僕はしていくべきだ と思うんですね。あくまで地域が苦しんでいるのに国に助けてということではなくて、このままだと日本の社会全体がダメになってしまうので、こういうことは是非国として、あるいは全国として考えて、その仕組みなり、あるいはシステムなりを作っていこうというように働きかけをこの委員会としてはしていきたいというふうに思います。

我々の様々な人間がいるわけですが、その意思統一というのがやっぱり重要でして、残念ながら最初の時点では技術的に、いわゆる最適と言われる方法と住民方が納得する望ましい

方法と、あるいは費用面で一番いい方法で違う場合が多いわけですね。それをやはり行政が中心になってうまく説明していかないと、なかなかまとまらないのではないかと思います。そういう意味では、確かに技術面では技術ワーキンググループみたいなものを、その中で検討していただいて、それはそれで非常に重要なんですけれども、それはやはり誰かが分かりやすく住民なり一般の人なりに説明しないと非常に分かり難いんですね。陰で何をやっているのか分からないという。それはまた悪いイメージを持ってしまうというわけですから、そういうのを徹底してやってもらいたい。費用面で話がぼつりぼつりと出てきていますけれども、やはり最終的に費用というのは重要ですから、費用の中で初期費用として設備を造るにはこれだけかかると。...ランニングコストというので、何年どのくらいの費用がかかるかというのがまた重要になってきますので、その辺の情報も出来る限り早い段階で示していただきたいなというふうに思います。

環境省としても青森県・岩手県と一緒にになって対策に取り組んでいかなければいけないというふうに思っています...排出事業者の責任を追及するのは相当難しいというご指摘がございました。それは私ども十分承知しておりますけれども、やはりその辺をまずしっかりやっていきたいと思っています。排出事業者の責任を追及していくということになると、排出元の首都圏の県だけではなくてももう少し広がりがあるのかもしれませんが、そういった関係している都県の行政とも連携していかなければいけませんし、そういったところはやはり私どもが間に入って関係都県と青森・岩手両県交えてどう対策をとっていくかということを積極的にやっていきたいと思っていますところでありま

住民というものは安心というものがあるという、やはりそれは我慢もできることにならないのではないか。いつも私もそんなことを考えております。何とかして最終テーマ、そうでなかったら最終的に到達する目標というのは一体何なのか。立場が立場としてなかなか言い難い部分もあると思います。だが目標は目標としてはっきりおっしゃってもらいながら、それに向っての対策というものを講じてもらえるならば、私は理解がより深まりより安全な対策というのがとられるのではないのかなと、そう考えております。

県はそれぞれに案を出しているということは、それはそれでいいのかも分かりません。だが、最終テーマなり最終目標なりというものを設定しながら、それに向ってどうあればいいのかということ、私は皆の力で考え出しながらその手法というものが編み出されていくなればより良いものが出てくるのではないかと。

5 第一回検討委員会以降の経過

(1) 合同住民説明会の実施

平成 14 年 7 月 17 日、田子町にて青森・岩手両県合同の住民説明会を実施。

(2) 合同会議の実施

平成 14 年 8 月 15 日、田子町にて青森・岩手合同会議を開催、第 2 回合同検討委員会について協議。